

3 各区の取り組み状況

(1) 取り組み状況について

ア これまでの経過

大阪市では、平成24年7月に策定した「市政改革プラン - 新たな住民自治の実現に向けて - 」に基づき、大きな公共を担う活力ある地域社会づくり及び、自律した自治体型の区政運営の実現に向けて、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)の考え方のもと、区長のリーダーシップにより区の特性を活かしたまちづくりに取り組んできました。

地域福祉においても、大阪市地域福祉推進指針の方向性を踏まえ、区地域福祉計画等を順次策定し、それぞれの区において地域の実情に応じて主体的に創意のある取り組みを推進してきました。

なお、局においては、各区の取り組みを一層推進するため、他都市や各区の先進的な取り組みの紹介や情報共有の場の設定を行い、また、区ごとの担当者を配置し、訪問や区の会議への参加、日常的な相談を行い、地域福祉に関する施策の推進について、継続的な支援を行っています。

イ 現在の取り組み状況

【区地域福祉計画等の策定状況】

大阪市では、大阪市地域福祉基本計画と24区の地域福祉計画が一体となって、社会福祉法が規定する地域福祉計画を形成しています。

各区の地域福祉計画では、基本理念や地域づくりの考え方を関係者間でイメージしやすくするため、“居場所と持ち場”等のスローガンや、シンプルな行動テーマを設定するなど工夫を凝らしています。

区地域福祉計画は、各区・各地域の実情を踏まえて策定されていますが、令和2年度時点の状況は次のとおりです。

計画期間の状況

3年～10年(平均4.5年)

計画期間を定めず、年次または随時改訂を実施している場合があります。

地域課題の状況

地域における人間関係の希薄化や退職年齢の上昇等により、多くの区で地域活動に携わる方の減少が深刻な状態にあります。

一方で、市内中心部の区では、ファミリー向けマンションの増加により、子育て世帯の流入が続いており、急増する子育て支援ニーズ等への対応や、地域活動への理解・参画の啓発等が課題となっています。

音声コード

また、外国につながる市民の増加により、既存の地域コミュニティとの融合が課題となっている地域を抱えた区もあります。

小地域計画の策定状況

地域課題の解決には、関係者が合意のうえ取り組みを進めることが重要となります。小地域の単位でも、社会福祉協議会の支援等により、社会福祉施設や専門職、企業、NPOなど幅広い関係者が参画する座談会等を通じて、小地域福祉活動計画や行動計画が策定されています。また、区地域福祉計画の中に、地域ごとの課題や取り組みを盛り込んでいる場合もあります。

小地域単位の計画については、どのような形式にせよ未策定の区が多く、今後の課題となっています。

【地域の特性に応じて区独自で実施している事業】

一人ひとりの住民が抱える福祉課題が多様化・複雑化する一方で、それぞれの地域の人口構成や環境、社会資源の状況により、特定の地域に共通する課題として対応すべきものやその地域ならではの対応を考えていくことが必要です。

大阪市では、地域の特性に応じて区独自で次のような事業に取り組んでいます。

地域福祉システムの整備状況（各区）

区や地域によって、福祉課題や資源などが異なるほか、地域団体をはじめNPOや企業など地域社会を支える活動主体も多様化しており、平成24年度以降、各区・地域の実情に応じた福祉システムの再構築が進められています。

令和2年度現在、多くの区が社会福祉協議会等と連携し、小学校区単位で「地域福祉コーディネーター」等の地域福祉の調整役・推進役を設置しているほか、民生委員・児童委員等とも連携してネットワークの構築を進めています。

防災の取り組み（各区）

高齢者や障がい者の避難支援など、災害発生時に備えた取り組みについては、平時の顔の見える関係づくりが重要であり、各区では「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の取り組みを中心に、災害時に助け合える地域をめざして取り組みを進めています。

各区・地域での個々の取り組みや課題は、地域の実情により異なりますが、区社協や地域社協等と連携した各種啓発や避難訓練、避難所運営訓練等を実施しているほか、地域担当制を設けて区職員が地域の自主防災組織の支援や課題共有を行うなど、連携の強化が図られている区・地域もあります。

単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業「ひと花プロジェクト」(西成区)

西成区は、単身の高齢男性が多く、また、生活保護率が市内で最も高い状況にあることから、社会的つながりが希薄となりがちで、単身高齢生活保護受給者等に対して、社会的なつながりや日常的な居場所を提供するなど、社会参加への支援に取り組んでいます。(平成25年7月開始)

(主な活動)

・地域との交流・地域貢献

公園の草刈り、道路清掃のほか、地域のお祭りやイベント、
小学校や保育園、児童施設の運動会や行事のお手伝い、参加

・農作業

農園で作物を育て、地域の行事や地域の児童施設へ提供

「まちの支えあい活動」(通称：あいまち)(鶴見区)

鶴見区では、高齢者数の増加に伴い、単身高齢者あるいは高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。しかしながら、高齢者や障がい者等が地域で暮らしていくうえで必要な日常生活の軽微なサポートなどは、介護サービスや障がい福祉サービス等では対象外とされており、インフォーマルな助け合いが望まれていました。そこで、地域住民主体の有償で営利を目的としないボランティア派遣制度を構築し、運用しています。(平成26年6月開始)

本制度は、地域住民が会員登録をすることで、助け合い活動を行うことも、依頼をして支援を受けることもできる、相互援助活動となっています。

運営については、福祉専門職のワーカー(コミュニティソーシャルワーカー)(以下「CSW」という。)が制度の説明や、活動者・依頼者のマッチング、さらに情報発信や啓発などを行っています。

(主な活動)

部屋の掃除、庭の草むしり、電球の交換、外出の付添いほか

【区民のニーズに応じて、全市的な取り組みを拡充して実施している事業】

市全体で最低限実施すべき機能や統一して実施したほうがよい取り組みについては、局において施策を進めています。そのうえで、各区において、区民のニーズに応じて機能や資源を追加することにより、取り組みの強化・充実が図られています。

音声コード

地域見守り支援事業・地域見守り支援システム事業（住吉区）

大阪市では、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を、平成27年度から24区すべてで実施しており、各区にCSW等を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者名簿に係る同意確認や名簿整理、孤立世帯等への専門的対応等を行っています。（P93 参照）

この中で、住吉区では、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案に対しての対応が必要とされており、また、単身向けマンションや集合住宅を中心にいわゆる孤立死が多くみられ、今後増加していくことが懸念されています。

そのような状況を踏まえて、住吉区では、CSWの配置人数を上乗せするとともに、小地域ごとに日常的な見守りや声かけ等を行う地域支援相談員を配置し、関係機関等も含めた切れ目のない支援体制により、地域におけるきめ細かな見守りネットワークの実現をめざしています。（平成27年4月開始）

見守りにかかる連携協定による孤立死防止の取り組みの強化

単身世帯の増加や、地域におけるつながりの希薄化などを背景として、近年では、自宅で亡くなられ、相当の日数を経過してから発見される、いわゆる「孤立死」が社会問題となっています。

大阪市においても平成25年5月及び11月に連続して発生し、地域における見守りの重要性が改めて注目されました。

そのようなことを受け、大阪市では、平成26年、孤立死防止に向けた見守りのひとつとして、電気・水道・ガスや新聞販売所などのライフライン事業者等と連携協定を締結し、日常業務の中で訪問先の異変を察知した際に、区役所等の窓口へ連絡していただき、状況確認を行うことができる取り組みを開始しました。

さらに、区においては、高齢者宅などを訪問する機会の多い食材宅配事業者等とも独自の連携協定を締結するなど、見守りの機会の拡充に取り組んでいます。

（2）課題と今後の方向性

区における主体的な取り組みは、身近な地域の課題解決とより良い地域づくりを具体的に検討することができ、また、幅広い住民の参加が得やすいことから、着実に成果がでていくところです。

さらに、いくつかの区においては、区地域福祉計画等に加えて、地域住民と地域に関わるさまざまな関係者、例えば、地域の企業の従業員やボランティア、区社協などが協働して、より身近な生活の場である小地域（概ね小学校区）ごとの地域福祉活動計画を策定しており、住民意識の醸成や交流の活発化も進んでいます。

音声コード

引き続き、区においては、地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に、地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取り組みを進めていくことが大切です。

しかしながら、一方では、地域福祉実態調査などによると、「地域福祉活動の担い手が少ない、高齢化している」といった回答が見受けられ、人材の発掘・育成が求められていることから、区での取り組みとあわせて、市圏域での福祉教育の充実や啓発活動など、中長期的な取り組みが必要です。

加えて、福祉サービスの利用者が自らの意思でサービスを選択できるよう支援する権利擁護に関する施策については、どの区においても必ず実施する必要があるものであり、取り組みの充実は、市として負うべき責務といえます。

本計画は、本市の地域福祉を推進する上での基本理念等を示し、各区の地域福祉計画等を支援するための計画です。各区において、区の実情に応じた地域福祉に関する取り組みの検討や計画策定等が円滑に進められるよう、研修等を通じ、各区職員にも本計画の基本理念等の共有を一層図ってまいります。

音声コード

4 第1期計画「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況

(1) 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

ア「見守り相談室」を中心とした地域における見守り体制の強化

- ・要援護者名簿を活用した見守り活動の推進に向けて、市内全333地域に対し、要援護者名簿を提供しました。
- ・見守り活動を行う人たちの負担軽減及び活動の強化を図るため、活動者同士の情報共有の場を各地域において開催または参加し、市全体で年4千回以上実施しました。

イ CSW による対応及び体制の強化

- ・平成30年度に福祉専門職であるCSWを増員するとともに、専門講師を招いたCSW研修会を実施してスキルアップを図るなど、見守り活動を支援する体制を強化しました。

ウ 認知症高齢者等を見守るための体制の強化

- ・行方不明の恐れがある認知症高齢者の早期発見・保護につなげる見守りネットワークを構築しており、令和元年度末時点で利用登録者が3千人以上、見守り協力者・協力団体が5千件以上となっています。
- ・平成30年3月から「見守りシール」等を配付し、早期に身元が特定できるための取り組みを進めています。

複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

ア 支援をコーディネートするためのしくみづくり

- ・モデル事業の検証を経て、令和元年度から、地域の実情に応じて総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みを全区で実施しました。

イ 相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり

- ・各区において円滑に事業が実施されるよう、相談支援機関、区職員等を対象とした研修会等を実施したほか、支援困難事例に対しては、弁護士等の専門家から必要な助言を得られる支援体制を整備しました。

(2) 福祉人材の育成・確保

地域福祉活動への参加促進

ア 地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信

- ・各区社協では、定期発行する広報紙でさまざまな地域福祉活動を紹介しているほか、ふれあい喫茶や子育てサロン等の開催情報を随時ホームページや SNS、メールで配信するなど、きめ細やかな情報提供に努めています。
- ・市社協では、ボランティア活動等に関心のある若年者をターゲットにした地域福祉に関するガイドブックを作成し、ホームページに掲載しています。

イ 福祉に関する広報啓発

- ・小学生向け福祉教材「福祉読本」及び教員向け指導用副教材を市立小学校の3年生及び教員に配付しました。教員へのアンケートでは「児童の福祉への理解が深まった」とする割合が平成30年度、令和元年度とも9割を超えていました。
- ・専門学校と連携して、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードの漫画作品化を行い、広く市民に周知しました。
- ・社会福祉研修・情報センターにおいて、市民向け講座や福祉・介護の啓発イベントを開催しました。

福祉専門職の育成・確保

ア 福祉専門職の「やりがい」や「専門性」を支え、育成・定着を図る取り組み

- ・社会福祉施設従事者から福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードを募り、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、社会福祉施設従事者のモチベーションの向上や、市民へのイメージアップを図りました。
- ・社会福祉研修・情報センターで、社会福祉施設等の職員同士が現場の課題を共有できる講座を、2階層（新任職員・管理職員）に分けて開催し、研修後のアンケートでは「仕事に対する意欲が増した」と感じる割合が8割を超えていました。

イ ライフステージに応じて、多様な人材からの参入を促進する取り組み

- ・将来の福祉の担い手の確保に向けて、福祉教育プログラムに関するホームページを開設し、各中学校が実施する福祉教育へのサポートを広報するとともに、各中学校の希望に応じたプログラム（障がいの理解に向けた授業や車いすバスケット体験の授業等）を実施しました。
- ・子育て世代向けに、福祉・介護サービス分野の仕事を紹介する講座を開催し、「通勤至便」「短時間労働可」など、子育てと仕事の両立可能などのメリットを紹介しました。受講中は一次保育できる環境を整える等の配慮を行いました。

音声コード

行政職員の専門性の向上

ア 専門性の高い職員の確保

- ・高い専門性を有する福祉職員を確保・育成するため、中長期的な人事マネジメントを見据えたバランスのよい大卒・社会人の採用や福祉職員を対象とした研修に取り組むとともに、これまで以上にきめ細かな人材育成を推進していくために大阪市「福祉職員」人材育成基本方針を新たに策定しました。

(3) 権利擁護の取り組みの充実

虐待防止に向けた地域連携の推進

ア 地域における虐待についての知識・理解の普及啓発

- ・どのようなことが虐待にあたるのかを知ってもらい、虐待を早期発見するため、虐待の兆候の具体例を記載し、児童虐待については通告先、高齢者、障がい者虐待については通報窓口を明記したリーフレット等を作成・配布して、地域住民及び関係機関に広く周知しました。
- ・高齢者虐待と障がい者虐待の早期発見、早期対応及び虐待防止のため、恒常的に目に触れる啓発物品として、通報窓口等を記載したカレンダーを作成し、効果的な啓発及び通報窓口の周知を行いました。
- ・児童虐待においては11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な関係機関と協働しオレンジリボンキャンペーンを行いました。

イ ネットワークの構築

- ・大阪市及び各区において、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関が虐待の実態を把握したうえで、課題及び各機関の役割及び連携方法を確認・検討し、今後の対応に活かせるようにネットワークの強化を図りました。

(大阪市：年1回、各区：年1～2回)

- ・要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有を行い、適切な支援を図るため連携して対応を行いました。

(代表者会議：年1回、実務者会議：月1回)

ウ 施設従事者等の意識の向上

- ・大阪市が指定する介護保険事業所を対象とした集団指導では、施設従事者等による虐待防止に関する外部の専門家の講演会を実施しました。

- ・障がい児支援事業者等及び障がい福祉サービス事業者等を対象とした集団指導では、通報義務や管理者の責務について説明を行いました。

- ・虐待等の通報があった場合は、直ちに事実確認を行ったうえ、指導等を実施しており、定例の实地指導においては、事業所の虐待に対する取り組みの確認を行いました。

音声コード

エ 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

- ・障がい者・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応をするため、スキル別研修を次のとおり実施しました。（一部複数回実施）
 - 初任者研修
 - 総合相談窓口担当者・地域包括支援センター初任者研修（高齢者虐待）
 - 管理職研修
 - 区担当者・地域包括支援センター中堅期研修（高齢者虐待）
 - 事例検討会（高齢者虐待）
 - 区担当者・区障がい者基幹相談支援センター中堅期研修（障がい者虐待）
 - 障がい者虐待事例検証会議（障がい者虐待）
 - 地域活動担当保健師中堅期研修
- ・児童虐待対応において、適切な支援方法を習得するため、各区保健福祉センター子育て支援室職員への研修を実施しました。（一部複数回実施）
 - 新転任研修
 - 児童福祉司任用前講習会
 - 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修
 - スキルアップ研修
 - こども相談センター実地研修
 - 体罰によらない子育てを推進する職員研修

成年後見制度の利用促進

ア 本人を中心とする「チーム」の形成

- ・平成30年度には、相談支援機関が地域で「チーム」を形成して適切に支援できるよう「対応マニュアル」を策定、その後、随時改訂し、全相談支援機関を対象に研修を行いました。
- ・令和元年度から、本人に最適な成年後見人等が選任されるよう「成年後見人等候補者検討会議」を毎週1回開催して、計268件の検討を行いました。

イ 専門職団体、関係機関等が連携協力する「協議会」の設置

- ・大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを整備しました。
（令和元年度は協議会から43件の専門職派遣相談を実施）
- ・「協議会」には、5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・大阪市福祉局・三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを推進しました。
（令和元年度は各部会とも年2回開催）

音声コード

ウ 成年後見制度の普及啓発の推進

- ・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申し立てできるよう、広く制度を普及啓発するためのリーフレット等を作成し、相談支援機関及び金融機関に設置しました。
- ・地域や施設等からの要望に基づき、各施設等で制度説明会を行いました。

(平成30年度：13回、令和元年度：12回)

エ 市民後見人の養成・支援

- ・令和元年度は、市民後見人の登録者を増やすため、市民後見人の活動を紹介するポスターを作成し、普及啓発に努めました。
- ・市民後見人になるための養成講座については、大阪市内の南北2か所で開催するなど、受講者の負担に配慮した形で実施しました。

オ あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の適切な利用

- ・あんしんさぼーと事業相談員に対して、成年後見制度の研修を行い、あんしんさぼーと事業の利用者のうち、成年後見制度の利用が望ましい方について、制度移行につなげるための取り組みを進めました。
- ・福祉局、中核機関が支援し、あんしんさぼーと事業相談員と区役所職員が連携した制度移行を進め、必要な方をあんしんさぼーと事業から成年後見制度につなげました。

(令和元年度：99人)

■ 新型コロナウイルス感染症と地域福祉活動

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民生活は大きく変わりました。大阪府では令和2年4月及び令和3年1月に緊急事態宣言が発出され、外出の自粛、イベントの開催自粛、そして人との接触を減らすことが要請されました。

この感染症の影響により、人が集い、ふれあう、対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることとなりました。また、だれもが経験したことのない状況で先の見通しが立たず、対策を話し合うための集まりすら難しい状況が続きました。

一方で、「ステイ・ホーム」に象徴される社会・経済活動の自粛は、生活困窮やひきこもり、DV等の増加につながる懸念があり、これまで以上に地域での見守り等、人と人とのつながりが重要なものとなっています。

新しい取り組み

困難な状況にあっても、手さぐりで「今できること」や「これからできること」を考え、新しい取り組みが実践されているケースもあります。

○ 要援護世帯へのメッセージカード等のポスティング

訪問時にインターホン等を介しての意思疎通が難しい方には、手紙やメッセージカードも活用してコミュニケーションを図っているケースがあります。

○ ふれあい喫茶の代替として戸別配食

会館での会食等の取り組みについては、感染予防の徹底が難しい場合は戸別配達に切り替えて高齢者等の安否確認を継続しているところがあります。

○ こども食堂での持帰り弁当・菓子配付

感染予防を徹底して早期に食堂を再開したところもありますが、スペースの確保等が難しい場合は、お弁当や菓子の提供に切り替えて児童の見守りを継続しているところがあります。

○ 活動者間でのオンライン会議

企業等ではテレワークへの対応によりオンライン会議の導入が急速に進みましたが、地域福祉活動の活動者間の打合せ等においても導入されるケースが見られるようになりました。

今後、このような新たな活動の形が増えることで、柔軟に活動が継続されることに期待されるのですが、対面で話すことや、皆で集まることの価値は決して変わるものではありません。人と人との身体的な距離を保つことが求められるときこそ、改めて、人と人が気かけあう関係性や、社会的なつながりをつくることの大切さを再確認できる機会でもあります。

音声コード

(参考) 地域福祉活動の再開に向けたガイドライン等

高齢者のお宅を見守ってくださる方へ 訪問する時の注意事項

訪問前後

- **体調確認**
発熱などの風邪症状がある時は訪問しない
- **マスクを正しく装着**
鼻や口を正しく覆えているか確認
- **帰宅後すぐ石けんで手洗い・うがい**

訪問時

- **アルコールで手指を消毒する**
訪問先の門やプザーを触る直前
訪問先を離れたらすぐ
- **屋外で話す**
お互いに手を伸ばして当たらない
距離(1m以上)離れて話す
15分以内で終える



1m離れて
15分以内

訪問先の方が体調不良であった場合

- **新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)に
すぐに相談が必要な場合**
 - ① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの
強い症状のいずれかがある。
 - ② 高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)基礎疾患がある方や
透析・免疫抑制剤・抗がん剤治療を受けている方で、発熱や咳などの
比較的軽い風邪の症状がある。

出典：大阪市福祉局

地域活動を実施される皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策

緊急事態宣言は解除されましたが、ワクチンや特效薬が開発される日までは感染リスクを抑制しながら「新しい生活様式」を日常化するとともに、地域活動にも一定の制約が必要な状況かと存じます。徐々にではありますが安心して地域活動を始めいただくためのチェックリストをご参考として整理しましたのでご活用ください。活動再開を急ぐ必要はないと存じますので、地域のみなさまで知恵を出し合い、地域活動に従事される方々、参加する住民の方々の健康と安全の確保にご配慮いただきますよう、自発的な運営をお願いいたします。ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

共通する対策

- 3密の回避
 - 会場の換気
 - 対人距離 2m(最低1m) 間隔確保
- 衛生対策
 - マスク又はフェースシールド着用
(高齢者を対象とした体験以外の運動中は外す)
 - 大声での会話・高唱を避ける
- 参加者把握
 - 出席者名簿で連絡体制確保
(感染者発生の際には必要に応じて公的機関へ情報が提供されることを参加者に周知するなど個人情報の取扱いも忘れずに)
 - (不特定多数の人が参加する行事) 府導入の「大阪コロナ追跡システム」を活用
- 参加制限
 - 参加者数の制限
(屋内：100人以下、かつ収容定員の半分以上)
(屋外：200人以下、かつ人との距離を確保)
 - 大人数での参加を制限
 - 体温チェック、風邪症状がある方の参加制限

主な活動	活動ごとの対策
屋内(地域集会所、区民センター、体育館など) 【飲食・物販を伴う活動】 ふれあい喫茶 高齢者食事サービス 子ども食堂など	□ 箸をおくテーブルなど直接口に触れる可能性のある場所は消毒しましょう □ 大皿での取り分けによる食事提供は控えましょう □ 食品の十分な加熱や温度管理などの食中毒対策を行いましょう □ 調理後は、できるだけ早く食べましょう
【運動を伴う活動】 百歳体操 学校体育施設開放事業など	□ こまめな水分補給や無理のない範囲での実施など、熱中症対策をしっかりと行いましょう
【会議・研修、学習会など】 会議・打合せ 子どもの学習支援 生涯学習ルーム事業など	□ 滞在時間が短くなるよう工夫しましょう □ 施設内での食事は控えましょう □ こまめな水分補給や無理のない範囲での実施など、熱中症対策をしっかりと行いましょう
【交流会、遊戯など】 子育てサロン、囲碁・将棋サロン カラオケ大会など	□ 参加者が共有し口に触れる可能性がある物品(おもちゃ、マイクなど)は消毒しましょう □ 施設内での食事は控えましょう □ こまめな水分補給や無理のない範囲での実施など、熱中症対策をしっかりと行いましょう
屋外(公園、校庭、通学路など)	

出典：大阪市「地域活動の再開検討ガイドライン」(抜粋)

音声コード